

## 第 2 回 迷惑メールへの対応の在り方に関する研究会 (議事要旨案)

- 1 日時 平成 19 年 8 月 22 日 10 時 00 分 ~ 12 時 10 分
- 2 場所 総務省 11 階 1101 会議室
- 3 出席者 (敬称略)  
(構成員)  
阿佐美 弘恭、五十嵐 善夫、井口 尚志、井上 恵悟 (代理: 中山 安男)、  
岡村 久道、岸原 孝昌、桑子 博行、坂田 紳一郎 (代理: 上村 彰)、佐久  
間 修、高瀬 哲哉、高橋 徹、長田 三紀、新美 育文、野口 尚志、林 一司、  
別所 直哉 (代理: 古閑 由佳)、松本 恒雄、三膳 孝通、吉満 雅文  
(オブザーバ)  
若林 成嘉  
(総務省)  
寺崎総合通信基盤局長、武内電気通信事業部長、安藤総合通信基盤局総務  
課長、佐藤消費者行政課長、河内情報セキュリティ対策室長、吉田消費  
者行政課企画官、内藤消費者行政課課長補佐、扇消費者行政課課長補佐、  
大磯消費者行政課専門職
- 4 議事
  - (1) 開会
  - (2) 第 1 回議事要旨
  - (3) 議題
    - ・迷惑メールの現状と対策について (専門家からのヒアリングを含む。)
    - ・諸外国の迷惑メールに対する規制について
    - ・法制度の在り方についての論点 (案)
  - (4) 閉会
- 5 議事概要
  - (1) 開会
  - (2) 第 1 回研究会議事要旨について  
資料 1 の第 1 回研究会議事要旨について了承された。
  - (3) 議題について  
迷惑メールの現状と対策について  
事務局から資料 2 の説明があった。  
専門家からのヒアリングとして、櫻庭秀次株式会社インターネットシステ  
ム技術開発本部シニアプログラマネージャから資料 3 の説明、本間輝彰 KDDI  
株式会社プラットフォーム開発本部 FMC プラットフォーム開発部開発 4 グループリーダ  
ーから資料 4 の説明があった。  
以上に関して要旨以下の質疑があった。
    - ・ボットの仕組みはどのようになっているのか。ボットとウイルスの違いはど  
のようなところか。ボットネットを利用した迷惑メールの場合、大量送信の

ために世界中のロボットへの個別操作が行われているかということなのか。

ロボットは外部からの指令を受けて動くもので、ユーザーは検知できない。ウイルスについては自己検知できる。そこがロボットとの違い。また、ロボットはユーザーのPCを勝手にロボット化してしまう。ロボットのパターンとしては、ロボットが勝手に指令を受けに行くパターンなどもあり、自動アップデート機能を備えたロボットも存在する。ロボットのネットワークも存在しており、金を取って、それを利用させている者もいる模様。サイバークリーンセンターではロボットを検知したらISPへ通知するサービスがあり、その結果からもロボットが多数存在していることがわかる。それを無効化させる手段としてOP25Bがあり、日本では成功していると言える。

- ・ 海外でOP25Bの導入が進まないのはこういった事情からか。

OP25Bの導入により、若干、利便性の面が損なわれる点がある。ただし、働きかけにより、海外でも導入するところはでてきている。

- ・ 独自ドメイン名を使用している中小企業がサーバーレベルでのスパムフィルターを安価に導入する方法は何かないか。また、実際の使用率はどのくらいか。

ISP各社ではゲートウェイタイプのサービスを導入しており、独自ドメインを維持することが可能になっている。導入する企業は増加傾向である。

- ・ 今はOP25Bなどの技術的対策が有効でも、将来的は効果がなくなることもあり得る。迷惑メール対策としてはもっと根本的な解決へ向けた検討をすべきではないか。
- ・ 迷惑メールがネットワークへの被害をもたらしている。現在はエンドユーザーへの迷惑度合いよりネット社会全体への迷惑度合いの方が上回っていると言えるのではないか。
- ・ 法執行の障害として、迷惑メール送信者を追跡困難ということがあるので、追跡可能性の強化が必要ではないか。

諸外国の迷惑メールに対する規制について  
法制度の在り方についての論点（案）

事務局から資料5及び資料6の説明があった後、要旨以下の質疑があった。

- ・ 国際的連携の観点からはオプトイン方式が望ましいのではないか。
- ・ 米国の制度とヨーロッパの制度の長所を取り入れていくべきではないか。
- ・ オプトアウトの問題点として挙げられている送信者に受信拒否の通知をすることがかえって迷惑メールを招くという点については検証が必要ではないか。

- ・現在はウェブへのアクセス環境が整っているため、オプトイン方式にする場合の意向確認メールは、かつてほど正当性を認める意義は薄れているのではないかと考えられます。
- ・オプトイン方式を導入することとする場合、同意の取得方法に口頭によるものも認めるべきではないかと考えられます。
- ・オプトイン方式を導入することとする場合、同意の有効期限については受信拒否をする機会が与えられていなければ必要ないのではないかと考えられます。
- ・オランダ、オーストラリアの対策が効果をあげているのは、罰則が重いことも影響しているのではないかと考えられます。要因について知りたいです。
- ・諸外国と同様に日本もボットの指令者を規制すべきではないかと考えられます。
- ・ボットを規制の対象にした場合、実効性はあるのかと疑問です。
- ・特定電子メール法において、郵便不正利用罪と同様の規定を置くことも考えられるのではないかと考えられます。
- ・電気通信事業者の役務提供拒否の要件の見直しも考えられるのではないかと考えられます。
- ・特定電子メールの定義について、現在は「広告宣伝」を要件としているが、最近の迷惑メールの実態を見た場合、再検討が必要ではないかと考えられます。

( 以上 )